

## 松戸市立寒風台小学校 P T A 個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 松戸市立寒風台小学校 P T A (以下「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会会員名簿、卒業対策を始めとする特定の参加者(本会会員以外を含む寒風台小学校の児童、保護者及び教職員)を対象とした活動(以下「特別活動」という。)に係る名簿、並びに、その他の個人情報のデータベース(以下「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第3条 本会における個人情報保護データベースの管理者は、本会会長とする。

### (取扱者)

第4条 本会における個人情報保護データベースの取扱者は、本会におかれる役員及び各特別委員会におかれる委員長とする。

### (秘密保護義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

### (利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために使用する。

- (1) 本会会費及び特別活動参加協力金の集金、管理業務
- (2) 本会会員名簿、本会役員名簿、各特別委員会名簿、各特別活動参加者名簿の作成
- (3) 本会活動報告の文書送付（交付）、並びに、本会本部役員及び各特別委員会委員間の連絡
- (4) 本会の運営及び管理
- (5) その他本会運営上必要と認められる事項

(利用目的により制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は、管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。  
また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人情報データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。  
また持ち出しについては、電子メールでの送付も含め、管理者の指示に従い適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 本会は、個人情報を第三者(第11条各号に該当する場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条各号に該当する場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(事業者ではない個人から提供を受ける場合はこの限りではない)

(情報の開示)

第14条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に基づきこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、本会を構成する委員らに対して、定期的に個人データの取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めな

ければならない。

(改正)

第18条 本規則は、本会役員会の議決を経て改定することができる。

附則

本規則は、令和5年7月13日より施行する。